第5 | 回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項 令和4年 | 月20日

国では、I月 I 9日、I 3都県に「まん延防止等重点措置」を適用するなど、全国的に新型コロナウイルスの感染は急拡大を続けています。

茨城県では、I月 I 9日の県内における感染者数が393人と、過去最多を更新し、年明け以降は感染者が急増しています。

本市においても、クラスターの複数発生や、直近一週間の感染者数が82人に上るなど、爆発的な感染拡大が生じている状況です。

本市では、このような状況を受け、以下のとおり対応することとします。

本市の対応について

(1) 公共施設等について

- ●運動施設等(運動施設等を伴う施設においては当該部分)は、屋内・屋外を問わず、I月24日(月)から2月I3日(日)まで、原則閉鎖とする。 ※ただし、施設により開設が必要と判断される場合は、その限りでない。
- ※上記決定事項については、感染状況等や国・県の動向により変更となる場合があります。